AX 社会実装関係府省庁連絡会議の開催について

令和８年 10 月 21 日
関係府省庁申合せ

１　医療・介護、運輸、建設その他の国民生活及び経済活動の基盤となる分野及び中小企業・小規模事業者を中心に、AI トランスフォーメーション（AI を前提として意思決定や業務の進め方を根底から見直すことをいう。以下「AX」という。）を通じた生産性向上及び持続可能なサービス提供体制の確保が喫緊の課題となっている。こうした状況を踏まえ、AX 社会実装担当大臣の下、関係府省庁が連携し、AX の実装及び普及を強力に推進するため、必要な施策の検討及び推進を行う AX 社会実装関係府省庁連絡会議（以下「連絡会議」という。）を開催する。

２　連絡会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

議長　内閣官房副長官補（内政担当）
議長代理　内閣官房日本成長戦略本部事務局長代理
内閣府科学技術・イノベーション推進事務局統括官
デジタル庁戦略・組織グループ統括官
総務省国際戦略局長（AX・新技術戦略室長）
経済産業省経済産業政策局長
構成員　内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）
内閣府政策統括官（防災担当）
警察庁長官官房技術総括審議官
警察庁生活安全局長
こども家庭庁長官官房長
総務省大臣官房地域力創造審議官
消防庁次長
文部科学省大臣官房サイバーセキュリティ・政策立案総括審議官
厚生労働省人材開発統括官
厚生労働省政策統括官（情報政策担当）
農林水産省大臣官房技術総括審議官
経済産業省大臣官房商務・サービス審議官
経済産業省製造産業局長
経済産業省商務情報政策局長
中小企業庁長官
国土交通省総合政策局長
環境省総合環境政策統括官

３　連絡会議の庶務は、経済産業省及び内閣官房において処理する。

４　前三項に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

附　則

１　内閣官房について、既存の事務の不断の見直しを行い、できるだけ組織を効率的なものとしていくことが重要となっていることに鑑み、この規程は、令和 11 年６月 30 日をもって、その効力を失う。ただし、附則第３項の必要な措置によって規程の効力を失わないこととしたときは、この限りではない。

２　今後、連絡会議の下で会議等を開催する場合には、当該会議等の開催等に係る規程等は、同日をもって、その効力を失う。

３　内閣官房は、附則第１項の期限までに、連絡会議の運営状況等を勘案し、期限経過後の連絡会議の在り方について、改組及び期限の延長を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることなどにより、引き続き、既存の事務の不断の見直しを行うものとする。